

主要施策の展開

暮らし 快適な生活空間や交流促進等を通じた豊かな生活の実現

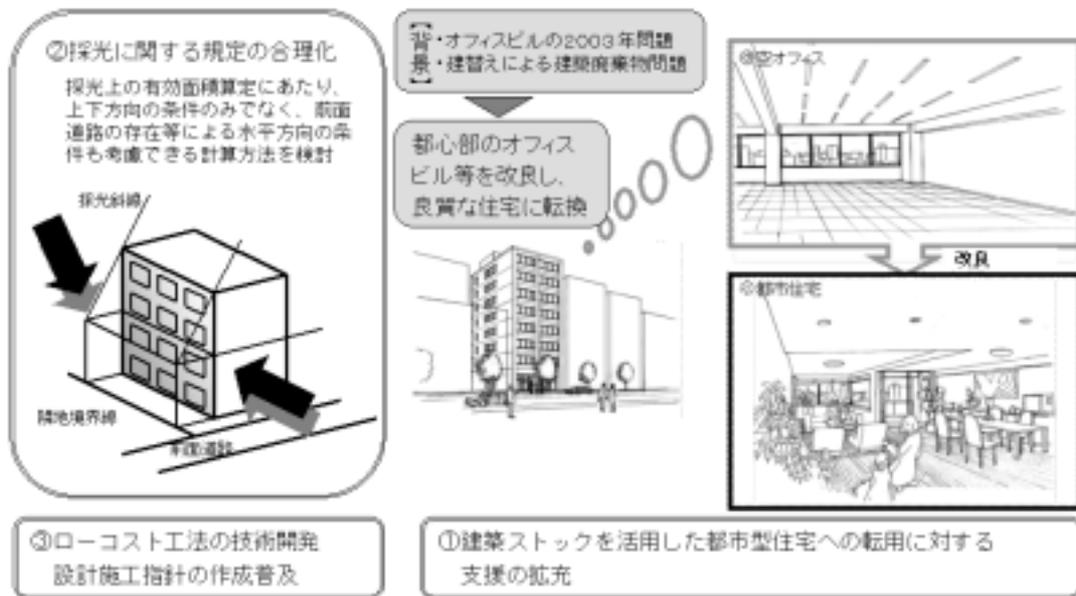
快適な生活空間の創造

多世代にわたり循環利用できる質の高い住宅ストックの形成

- ・ 世代を超え利用可能な「100年住宅」の普及を図り、民間金融機関における完了検査の要件化等の違反建築物対策の強化、未規制の有害物質に関する実態調査などのシックハウス問題への対策を実施するとともに、中古住宅市場の整備を図るため、既存住宅の評価結果の活用指針の作成等を支援

職住が近接した快適でゆとりある都市生活の実現

- ・ 今後見込まれるオフィス需給の緩和（オフィス2003年問題）と、子育て期に都心を生活拠点として快適に居住したいという潜在的ニーズに対応するため、既存オフィスの住宅への転用に対する補助、住宅に係る採光に関する規定の合理化、オフィスの住宅等への転用を行う上での改修工事の設計施工指針の作成等により、良質な住宅を効率的に供給



- ・ 密集住宅市街地の再生を図るため、街路整備に伴う移転者を従前居住者用住宅に対する補助制度の入居対象者へ追加、密集住宅市街地整備促進事業の施行者に対して事業の初動段階・建設段階の資金に係る債務保証を行う制度を創設するとともに、官民の協力により密集住宅市街地の重点的な整備を行う制度を創設
- ・ 都市再生に民間を誘導し、良質な民間賃貸住宅ストックの形成を図るため、民間事業者に対し住宅敷地または建設された賃貸住宅建物の躯体（スケルト

ン)を賃貸する事業を実施

- ・ 住居系地区において、公安委員会と連携した速度規制やクランク、ハンプ、狭さく等の設置による通過交通排除策と地域住民との協力による無電柱化、緑化等の生活環境向上策を集中的に行うモデル地区を選定し、人や自転車が優先となるゾーンの形成を促進

おいしい水の確保

- ・ 良好な飲料水を確保するため、関係省庁と連携して、全国主要水系で水質の現状を評価・公表するフレッシュ度マップの作成、より正常な流水を取水口直上流に流下させるための河道整備など取排水システムの再編、ダイオキシン類に汚染された河川底質の除去のための事業を実施

少子・高齢社会への対応

ハード・ソフト両面で連続したバリアフリー環境の整備

- ・ 2010年までに利用者数5,000人/日以上全ての旅客施設をバリアフリー化、2015年までにバリアフリー住宅のストックを2割にするなど、公共交通機関、歩行空間、住宅・建築物等のバリアフリー化を促進

1日あたりの平均の利用者数が5千人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び空港ターミナルのうち、段差解消がなされているものの割合を平成17年度までにそれぞれ60%、80%、70%、70%にする。

(平成12年度:それぞれ29%、60%、33%、5% 空港ターミナルについては、身体障害者が利用できるエレベーター・エスカレーター・スロープの設置率は100%)

低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合、福祉タクシーの導入数及びバリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合を平成17年度までにそれぞれ30%、10%、2,600車両、20%、25%、35%にする。(平成12年度:それぞれ6%、3%、2,050車両、10%、0%、1%)

「手すりの設置」、「広い廊下幅の確保」、「段差の解消」がなされたバリアフリー住宅ストックの全住宅ストックに対する割合を、平成15年度までに7%にする。(平成10年度:2.7%)

ハートビル法の利用円滑化基準、利用円滑化誘導基準を満たす特別特定建築物(新・増改築工事に係る部分の床面積が2,000㎡以上のもの)の割合を平成17年度までに100%(利用円滑化基準)、20%(利用円滑化誘導基準)にする。(平成11年度:68%(基礎的基準)、9%(誘導的基準))

- ・ ハートビル法の改正を踏まえ、交通バリアフリー法の基本方針の改正等のハートビル法と交通バリアフリー法の連携強化等により、旅客施設や道路と建築物の一体的・連続的なバリアフリー化を促進
- ・ ICカード乗車券の相互利用化、導入・普及の促進により、高齢者・障害者等を含めた利用者の移動円滑化等の利便性向上を促進

- バスロケーションシステムと連動した利用者にとっての最適経路選択支援システムの構築、評価等公共交通サービスの充実を図るとともに、パークアンドバスライド等の利用促進策を実施

「最適経路選択支援システム」の構築

● バス運行情報と有機的に連動した最適経路選択支援システムの構築



- ・ 路面電車等の建設等に関する基準について、各地で検討が進められているLRTの導入の促進等を図る観点から見直しを実施

毎日の快適でゆとりある通勤空間の実現

- ・ 特に大都市圏における毎日の通勤等に伴う混雑を緩和し、快適な通勤空間を実現するため、新線建設・複々線化等により輸送力を増強するとともにオフピーク通勤を推進

交通結節点における乗り換え・乗り継ぎなどの利便性・快適性の向上

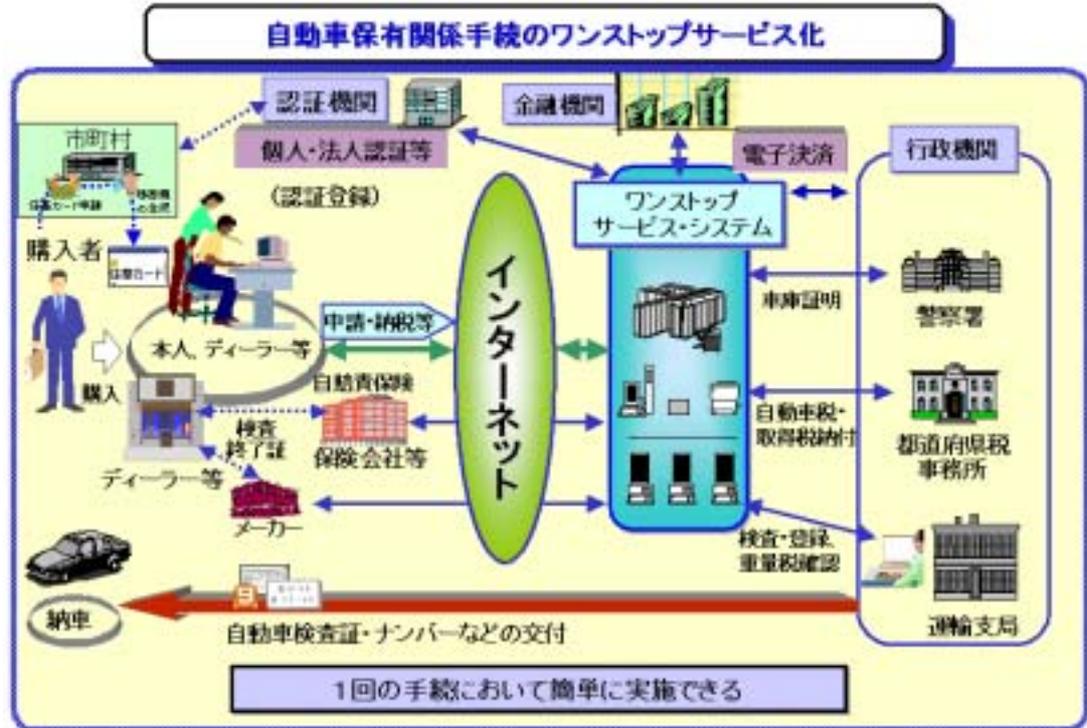
- ・ 鉄道駅等の交通結節点において、地方公共団体、鉄道事業者等の連携のもと、都市機能の集積、乗り換え・乗り継ぎなどの利用者の利便性・快適性の向上を図り、都市の再生を一層推進するため、地域における関係者からなる協議会を設置するなど必要な環境整備を行うとともに、交通結節点における自由通路等の施設整備に係る国庫補助を充実

身近な申請・届出等手続の電子化等の推進

- ・ 電子政府の早期実現を推進。特に、国民の暮らしに関連の深い手続き負担の軽減を図る一環として、平成15年度までに建築確認等建築関連手続のオ

オンライン化に向けた標準仕様を提示、概ね平成17年を目標に、登録、納税等自動車保有関係手続のワンストップサービス化を推進

申請・届出等手続のオンライン化率を、原則として、平成15年度までに100%にする。(平成13年度8%)



- ・ 「GISアクションプログラム2002-2005」に基づき、申請・届出等に伴う地理情報の電子化・提供を推進するとともに、一般家庭、NPO等がより幅広い分野でGISを活用することを支援するモデル事業等を実施

経済 民間が主導する経済の基盤強化

構造改革を通じた産業基盤強化

新たな住宅資金供給システムの構築

- ・ 民間住宅ローンを買取り、そのローンを担保に証券化を実施すること等を通じて民間の長期・固定の住宅ローンの供給支援を行う証券化支援制度の創設
- ・ 民間金融機関と連携して、住宅ローン担保証券(MBS)の標準決済日、約定、受渡ルールの確立を図ること等を通じたMBS流通市場の整備
- ・ 証券化支援制度における買取対象となる者の適格基準の確立等を通じた民間住宅ローン競争促進のための条件整備